# YouTube配信や野宿駅周辺の街頭大型ピジョンで放映中

# 歌舞伎町PR動画。這意《燈室印

歌舞伎町タウン・マネージメントは、地域の皆さんと一緒に歌舞伎町を誰も が安心して楽しめるまちにするため、さまざまな取り組みを行っています。

今回は、歌舞伎町のイメージアップを図るため、「Kabuk!cho ON THE GROUND]をコンセプトに歌舞伎町のまちの魅力をPRする動画を3本制 作しました。新宿駅周辺の街頭大型ビジョンで公開しているほか、問合せ先 ホームページ(右二次元コード。 III https://www.d-kabukicho.com/ information/kabukicho-pr-video/) でご覧いただけます。

問合せ 歌舞伎町タウン・マネージメント☎ (3207) 4516・ໝ (3207) 4519



歌舞伎町シネシティ広場では 3月28日(水)まで キッチンカ―イベントを





## 歌舞伎町を遊び倒そう! 「Play Ground! カブキチョウ」

若者たちが持つ歌舞伎町 のイメージを改善するた め、同世代のグループが歌 舞伎町で遊んでいる様子を 紹介した動画です。



### 歌舞伎町さんぽ

「Under the カブキSky」

歌舞伎町のイベントや癒し スポットなどを女性2人で巡 り、お出かけしたくなるまち を表現した動画です。



歌舞伎町イベントスペ= [GLAD! GROUND! KABUKI SPACEJ

イベント会場をお探しの方向け に、歌舞伎町シネシティ広場(歌舞伎 町1-19先)と大久保公園(歌舞伎町 2-43)のアクセスやキャパシティ を、CG動画で紹介しています。



歌舞伎町シネシティ広場や大久保公園では、今 後さらに歌舞伎町のまちを盛り上げていくため、 イベントの開催などさまざまな取り組みを実施し ます。詳しくは、問合せ先ホームページ(右二次元 コード。**m**https://www.d-kabukicho.com/) で ご案内していきます。



返送期限は 6月28日

# 新宿区物価高騰対策臨時給付金 (低所得者支援及び定額減税補足給付※)

※定額減税、定額減税しきれないと見込まれる方への給付については、別途お知らせします。



## 支給対象世帯のうち、 口座情報の確認が必要な方は

# 確認書をご返送ください

●支給対象世帯のうち、□座情報の確認が必要な方に 3月15日から確認書を順次発送します

確認書が届いた世帯は、必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒 で、6月28日金(消印有効)までに返送してください。期限までに返送 がない場合、給付を受けられません。

#### 問合せ

## 区物価高騰対策臨時給付金コールセンター **2**0120 (008) 115

(土・日曜日、祝日等を除く6月28日)まで開設)

※代筆・代読が必要な方や電話での問い合わせが困難な方向け の相談窓口を、6月28日 金まで区役所第1分庁舎8階に開設して

区の担当課物価高騰対策臨時給付金対策室(第1分庁舎8階)

**☎** (5273) 4112⋅**᠓** (5273) 4366

#### 支給対象・支給額

支給対象 (令和5年12月1日(基準日)に新宿区に住民登録のある、下記の世帯)		支給額
●住民税均等割非課税世帯 ※12月から支給している「物価 高騰対策臨時給付金」(7万円)と 同じ対象世帯です。	世帯全員が、令和5年度の住民税均等割が課税されていない、または、特別区税条例により免除されている世帯(生活保護を受けている世帯を含む)	1世帯に付き <b>3万円</b> (区独自給付) ※12月から支給している7万円 の給付金と合わせ、計10万円の 給付となるよう支給します。
②住民税均等割のみ課税世帯	世帯全員が、令和5年度の住民税所得割を課税されていない世帯(上記①を除く)	1世帯に付き <b>10万円</b>
<ul><li>③上記●2のうち、18歳以下の お子さんがいる世帯 (子ども加算)</li></ul>	上記12のうち、平成17年4月2日以降 に生まれたお子さんがいる世帯	お子さん1人に付き <b>5万円</b>
<ul><li>●住民税課税所得の合計が 300万円未満の世帯</li></ul>	世帯全員の令和5年度の住民税課税所得(令和4年の合計所得金額)の合計が、300万円未満の世帯(上記・20を除く)のうち、平成17年4月2日以降に生まれたお子さんがいる世帯	お子さん1人に付き <b>1万円</b> (区独自給付)

- ※給付金の受給権者は世帯主です。
- ※最新の税情報により不支給となる場合があります。
- ※DV等の被害を受けて区に避難している方は給付を受けられる場合がありますので、区の担当課(左記)へ ご相談ください。